

フローレンス犬山 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 法人の概要

法人の名称	医療法人 啓友会
代表者の職・氏名	理事長 宮崎 貢一
所在地・連絡先	(住所) 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1 (電話) 0568-68-0461 (FAX) 0568-68-1665

2. 事業所（ご利用施設）

3.

施設の名称	介護老人保健施設フローレンス犬山
所在地・連絡先	(住所) 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1 (電話) 0568-68-1366 (FAX) 0568-68-1668
事業所番号	2353480003
施設長の氏名	宮崎 芳一

4. 施設の概要

(1) 構造等

構造	鉄筋コンクリート造 5階建て
述べ床面積	3710.91㎡
利用定員	100名

(2) 療養室

療養室の種類	部屋数	備考
1人部屋	12室（2F1室、3F5室、4F6室）	ナースコールを設置
2人部屋	2室（2F1室、3F1室）	ナースコールを設置
4人部屋	21室（2F8室、3F7室、4F6室）	ナースコールを設置

(3) 主な設備

設備	室数	面積（1人あたり面積）	備考
食堂	1	268.79㎡（2㎡）	ダイケアと共用
機能訓練室	1	115.18㎡（1.15㎡）	診療所と共用
浴室	2	85.67㎡	内特殊浴槽31.67㎡
診察室	1	14.75㎡	
相談室	1	22.27㎡	
レクリエーションルーム			

5. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

要介護状態または要支援状態（短期入所療養介護の場合）にある高齢者に対して、適切な介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- 要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学

的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目的とする。

- ・ 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたつて介護保健施設サービスの提供に努める。
- ・ 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

6. 施設の職員の体制

職種	人数	常勤換算	職務の内容
医師（施設長）	1人（常勤専任）	1.0人	入所者の診察および医学的な管理を行います。
薬剤師	1人（非常勤）	0.4人	調剤、医薬品の供給その他薬事衛生の業務を行います。
看護職員	4人（常勤専任2人、非常勤2人）	3.6人	入所者の療養上の世話や診療の補助を行います。
介護職員	21人（常勤専任18人、非常勤3人）	19.1人	入所者に対する日常生活上のケアを行います。
支援相談員	3人（常勤専任3人）	3.0人	入所者の家族からの相談に専門知識を持って対応します。
理学療法士	2人（常勤専任2人）	2.0人	入所者に対してリハビリテーションを行います。
管理栄養士	1人（常勤専任1人）	1.0人	入所者の栄養面での指導にあたります。
介護支援専門員	1人（常勤兼務1人）	1.0人	入所者のケアプランを作成します。
事務員	3人（常勤専任2人、非常勤1人）	2.1人	支払いや請求。その他必要な事務を行います。

7. 施設サービスの内容と費用

(1) サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養計画の立案（短期入所療養介護の場合）
- ③ 食事（朝食7時～8時、昼食11時～12時、夕食17時～18時）
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者には、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑧ 相談援助サービス

(2) 費用の目安

- ・ 介護保健施設サービスまたは短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※利用者負担割合 1割の場合

○ 入所サービス費

	個室	多床室
要介護 1	717単位	793単位
要介護 2	763単位	843単位
要介護 3	828単位	908単位
要介護 4	883単位	961単位
要介護 5	932単位	1012単位

○ 短期入所療養介護

	個室	多床室
要介護 1	753単位	830単位
要介護 2	801単位	880単位
要介護 3	864単位	944単位
要介護 4	918単位	997単位
要介護 5	971単位	1,052単位

○ 予防短期入所療養介護

	個室	多床室
要支援 1	579単位	613単位
要支援 2	726単位	774単位

○ 入所各種加算

初期加算(入所から30日間)	30 単位
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51 単位
短期集中リハビリ実施加算	258 単位
夜勤職員配置加算	24 単位
療養食加算(1食)	6 単位
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 単位
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 単位
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位
経口維持加算(Ⅰ)	400 単位
経口維持加算(Ⅱ)	100 単位
緊急時治療管理加算	518 単位
施設外泊時費用	362 単位
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 単位
リハマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33 単位
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 単位
ターミナルケア加算	
45～31日前	80 単位
30～4日前	160 単位
前々日、前日前	820 単位
当日	1650 単位

○ 短期入所療養介護各種加算

個別リハビリ実施加算	240 単位
総合医学管理加算	275 単位
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	34 単位
療養食加算(1食)	8 単位
送迎加算(片道)	184 単位
緊急短期入所受入加算	90 単位
重度療養管理加算	120 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位

○ 予防短期入所療養介護各種加算

個別リハビリ実施加算	240 単位
総合医学管理加算	275 単位
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	34 単位
療養食加算(1食)	8 単位
送迎加算(片道)	184 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位

※当施設では介護職員等処遇改善加算を算定しています。

月の合計単位に71/1000を乗じた加算です。(2024年6月から)

※当施設では地域区分(6級地)1単位10,27円で算定しています。

※上記料金は1日あたりの項目ごとの金額を計算している為実際の月単位の計算とは誤差が生じます。

- ・ 居住(滞在)費として1日370円(個室の場合は1640円)徴収します。
- ・ 食費として1日1980円徴収します。(短期入所療養介護をご利用の場合は、朝食460円、昼食860円、夕食660円を徴収します。)
- ・ ソフト食の場合、食費として1日2080円徴収します。(短期入所療養介護をご利用の場合は、朝食460円、昼食910円、夕食710円を徴収します。)
- ・ 日常生活品の購入代として、1日200円を徴収します。

- ・ 教養娯楽費として、1日100円を徴収します。
- ・ 特別な居室の提供料として、個室利用者には1日1500円（4階個室については1日750円）、2人室利用者には1日750円を徴収します。
- ・ 理容代は1回につき、2570円です。
- ・ 増粘剤は使用する利用者に購入して使用していただいております。
（400g 2,327円、2kg 8,553円）

8. 利用料等のお支払い方法

毎月10日までに前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、20日までに、老健事務室に現金でお支払い下さい。入金時に領収証を発行いたします。
※請求書は、事務所で預かりしています。（郵送をご希望の方は、事務所までご連絡ください。）

9. 短期入所（予防）療養介護の場合の送迎の実施地域

基本的な送迎の実施地域は、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町の区域とさせていただきます。それ以外の市町村にお住まいで送迎をご希望される場合は、ご相談ください。

10. サービスに対する苦情相談窓口

当施設苦情相談窓口	窓口責任者 事務長 吉田 鎌三 ご利用時間 8:30～17:15 ご利用方法 電話0568-68-1366 面接 苦情箱（老健受付窓口に設置）
犬山市高齢者支援課	電話 0568-44-0326
小牧市長寿介護課	電話 0568-76-1193
扶桑町介護グループ	電話 0587-93-1111
大口町健康生きがい課	電話 0587-94-0051
愛知県国民健康保険連合会介護保険課	電話 052-971-4165

11. 非常災害時の対策

非常災害時における入所者等の避難・救助等の対策として、別に消防・防災計画を定め、年2回の防災訓練を行います。

1 1. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

	名称	住所
協力医療機関 1	総合犬山中央病院	犬山市大字五郎丸字ニタ子塚 6
協力医療機関 2	小牧市民病院	小牧市常普請一丁目 2 0 番地
協力医療機関 3	江南厚生病院	江南市高屋町大松原 1 3 7 番地
協力歯科	きたのもんファミリー歯科	犬山市字北ノ門 3 8 - 2

1 2. 身体拘束について

フローレンス犬山において、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

1) 緊急やむを得ず身体拘束を行うとした項目

- ①入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない場合
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

2) 身体拘束の方法および期間

身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を随時開催することを約束いたします。

3) ご家族様への報告について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、直ちにご家族様（身元引受人）に身体拘束が必要である状態に陥った経緯と現状の報告を行います。

- ・身体拘束が必要な理由
- ・身体拘束の方法（場所、部位および使用物品等）
- ・体拘束を行う時間帯及び時間等
- ・やむを得ず身体拘束を実施した時点での利用者の精神状態及び、身体状況等
- ・身体拘束開始時間及び身体拘束解除予定日時

4) その他

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し、同意を得たうえで実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等について

- ①当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護支援の提供を継続に実施するための、および非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- ②当施設は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③当施設は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 4. 反社会的勢力の排除

以下の各号に該当するもの（以下「反社会的勢力」）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

1 5. 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会（面会時間は午前9時～午後4時までとします。）
- ② 外出・外泊（入所者は、外出・外泊しようとするときは、そのつど外出先・外泊先帰着の日時および用件を届け出て、施設長の承認を得てください。また、外出・外泊先から帰着したときは直ちに施設長に届け出て下さい。）
- ③ 飲酒・喫煙（飲酒及び喫煙は当施設内及び敷地内では厳禁とします。）
- ④ 秩序の維持（入所者等は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦をはかり、他人に迷惑を及ぼさないように努めて下さい。）
- ⑤ 火気・刃物等危険物の取扱い（防災管理上、マッチ、ライターやハサミ、カッター等の刃物類及び危険物の持ち込み・使用は禁止です。）
- ⑥ 設備・備品の利用（施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。）
- ⑦ 現金・貴重品の持ち込み（現金・貴重品の持ち込みは原則禁止です。現金・貴重品の管理はご家族にさせていただきます。尚、施設内での現金・貴重品の紛失に関しては責任を負いかねます。）
- ⑧ ペットの持ち込み（施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。）
- ⑨ 利用料の支払いが3ヶ月分以上滞った場合はサービス提供を終了します。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 住所 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1
法人名 医療法人 啓友会
事業所名 介護老人保健施設フローレンス犬山
(事業所番号) 2353480003
代表者名 施設長 宮崎 芳一

説明者 職名 支援相談員
氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意します。

年 月 日

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印